

裁 決 書

審査申立人 a a

上記代理人 b b

同 c c

同 d d

上記審査申立人（以下、「申立人」という。）から令和元年12月20日付けで提起された同年9月29日執行の東大阪市議会議員選挙（以下、「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下、「本件申立て」という。）について、大阪府選挙管理委員会（以下、「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主文

本件申立てを棄却する。

事案の概要

申立人は、本件選挙の当選人である e e（以下、「本件当選人」という。）が、令和元年6月29日から同年9月29日までの期間（以下、「本件期間」という。）における住所の要件を満たさず、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下、「公選法」という。）第10条第1項第5号及び同法第9条第2項に規定される市町村議会議員の被選挙権を有する者ではないとして、東大阪市選挙管理委員会（以下、「市委員会」という。）に対し同年10月1日付で同法第206条第1項の規定による異議の申出（以下、「本件異議申出」という。）を行った。

これに対して、市委員会は、令和元年12月2日付で、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下、「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、令和元年12月20日付けで当委員会に対し、原決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

審理関係人の主張の要旨

1 申立人の主張の要旨

申立人は、原決定の取消し及び本件当選人の当選無効を求め、おおむね次のとおり主張した。

- (1) 大阪府東大阪市 f f (以下、「東大阪市住所」という。)における本件当選人の電気の使用料金は、令和元年6月28日から同年7月3日までは65円(使用量は不明)、同月4日から同年8月5日までは447円(使用量は20kWh)、同月6日から同年9月4日までは1,695円(使用量は不明)であり、家計調査における近畿地方の単身世帯との比較においてはもちろん、本件当選人同様に本件選挙に立候補していた一人暮らしをしている人物と比較しても異常に少なく、東大阪市住所に居住の実態がなかったことを示している。
- (2) 東大阪市住所における本件当選人のガスの使用料金は、令和元年6月28日から同年7月18日までは690円(使用量は1m³)、同月19日から同年8月20日までは745円(使用量は0m³)、同月21日から同年9月18日までは1,398円(使用量は4m³)であり、家計調査における近畿地方の単身世帯との比較においてはもちろん、本件当選人同様に本件選挙に立候補していた一人暮らしをしている人物と比較しても異常に少なく、東大阪市住所に居住の実態がなかったことを示している。
- (3) 本件当選人が住民票を東大阪市に異動した日は令和元年6月20日であるが、電気及びガスの使用開始日は同月28日であり、その間、電気及びガスを使用しない生活をしてきたことになり極めて不自然であることから、住定日は実際に居住の実態を伴う転居日ではない。
- (4) 本件当選人の東大阪市住所における駐車場の賃貸借契約は、令和元年10月3日に行われており、それまでは本件当選人が東大阪市内で駐車場を契約する必要がなかったこと及び東大阪市住所で起臥寝食していなかったことの明確な証左である。
- (5) 選挙運動又は政治活動について、本件当選人は、T w i t t e r (ツイッター)において頻繁に投稿しているにもかかわらず、令和元年8月3日まで一度も東大阪市内での活動を投稿しておらず、あまりに不自然である。本件当選人は、令和元年7月21日執行の第25回参議院議員通常選挙(以下、「第25回参議院選挙」という。)に立候補し、本件期間に福井県内で選挙活動を行っており、その間、東大阪市内における居住の実態はない。
- (6) 本件当選人は、兵庫県川西市 g g (以下、「川西市住所」という。)の賃貸借契約を平成30年5月31日に締結している。契約期間は平成30年5月31日から2年間であり、令和2年2月29日時点で契約は継続している。

また、本件当選人が使用している携帯電話の本件期間における請求書の送付先は川西市住所であったこと、本件期間において川西市住所でガス契約をしていたものと考えられること、本件期間において川西市住所で水道の使用実績があること、本件当選人が川西中央ライオンズクラブの活動に参加していること、本件当選人が川西市内において h h 名義でキャリアコンサルタントなどを行う個人事業を営んでい

ること、が明らかになっている。

以上により、本件当選人の本件期間の生活の本拠は川西市住所にあったと言える。

- (7) 本件当選人は、平成31年4月21日執行の姫路市議会議員選挙に立候補しており、申立人が当時の住所地である兵庫県姫路市 i i（以下、「姫路市住所」という。）の賃貸人（以下、「姫路市住所賃貸人」という。）に照会したところ、契約期間は平成31年1月11日から令和元年6月30日までであり、退去日も同日であると回答があった。よって、令和元年6月29日時点で本件当選人は東大阪市内に居住していなかった。
- (8) 市委員会の原決定は、東大阪市内住所における本件期間全ての電気料金の調査を行っていない、川西市住所及び姫路市住所における居住の実態を確認していないなど、不十分な調査に基づくものである。

2 市委員会の主張の要旨

市委員会は、本件申立てを棄却する旨の裁決を求め、おおむね次のとおり主張した。

- (1) 姫路市住所からの退去年月日について、解約申入れ時点では退去予定日として月末の日付を仮に記入し、その期日より前に新住居を確保し、転出後、荷物の搬出等の必要な手続きを行うことが一般的である。一方で、契約満了の日まで生活を行い、その日に荷物の搬出等の転出手続きを行うことは、通常考え難い。よって、東大阪市内に居住していなかったとする申立人の主張は理由がない。
- (2) 申立人は、原決定が不十分な調査に基づくものである旨を主張するが、異議申出に係る調査は職権審理主義がとられており、市委員会が必要と判断した範囲について十分な調査を行っている。
- (3) 本件当選人が東大阪市内に居住の実態がなかった、あるいは東大阪市内以外に居住の実態があったことを示す具体的な証拠は示されていない。

3 本件当選人の主張の要旨

当委員会は、利害関係人である本件当選人を本件申立ての参加人として審理に参加させ、本件当選人は、本件申立てを却下する旨の裁決を求め、おおむね次のとおり主張した。

- (1) 本件選挙に立候補するため、姫路市住所に居住しながら、令和元年6月11日に東大阪市内住所について賃貸借契約を締結し、同月15日に物件引渡しを受けた。以降、令和2年5月23日まで、東大阪市内住所に居住していた。
- (2) 川西市住所は、元々住居を賃借し居住していたものであり、党勢拡大のため当選するまで全国各地の各種選挙に立候補することになっていたこと、賃貸契約期間が2年であること、仏壇や親族の遺品等が保管してあること等から、引き続き契約していた。

また、川西市住所には平成31年1月より、知人女性に、荷物の管理や生活面でのサポートをしてもらうことを条件に居住してもらっていた。このため川西市住所の公共料金が減らない状況となっていた。なお、川西市住所は令和2年5月31日で契約期間が満了したため、明け渡している。

(3) 本件期間の生活は次のとおりであった。

- ① 就寝は、東京都内で宿泊した令和元年6月30日、福井県内で宿泊した同年7月3日、第25回参議院選挙の開票のため東京都内で待機していた同月21日の3日間を除き、すべて東大阪市住所で行った。
- ② 食事は、本件期間に次の表のとおり場所で行った。食事の回数は1日2回を基本としていたが、1回や3回するときもあった。なお、姫路市内においての食事は6月に1回であった。

期間	食事の回数		
	東大阪市内	川西市内	左記以外の場所
令和元年6月29日から同月30日	1回	0回	3回
同年7月1日から同月31日	30回	5回	27回
同年8月1日から同月31日	42回	7回	13回
同年9月1日から同月29日	61回	1回	2回

- ③ 入浴は、1日1回を基本としており、本件期間に次の表のとおり場所で行った。なお、姫路市住所においては1回も入浴しておらず、また、入浴しなかった日が7月に1日、8月に2日あった。

期間	入浴の回数		
	東大阪市住所	川西市住所	左記以外の場所
令和元年6月29日から同月30日	1回	0回	1回
同年7月1日から同月31日	18回	5回	7回
同年8月1日から同月31日	14回	6回	9回
同年9月1日から同月29日	28回	1回	0回

- ④ 洗濯は、週に2回から3回程度、知人女性に洗濯物を預け、全て川西市住所において知人女性に行ってもらっていた。
- ⑤ 朝早くに家を出て夜遅くに帰宅する毎日であったため、公共料金は最低限で済んだ。

持ち込んだ電化製品は小型冷蔵庫とテレビのみであり、テレビはほとんど見ず、見る時のみコンセントを挿していた。また、備付けのエアコンはほとんど使用していなかった。

入浴はシャワーを浴びるのみで、暑いときは水を使っており、9月頃から湯を使うこともあった。また、自炊は一切していなかった。

- ⑥ 第25回参議院選挙の立候補のため、令和元年6月30日より東京都で活動を行い、同年7月は福井県、大阪府及び兵庫県で街頭演説やポスター貼り等の活動、大阪府や東京都で同僚議員との打合せを行いつつ、本件選挙の立候補準備を行っていた。令和元年8月以降、早朝から深夜まで東大阪市内をくまなく歩き回り、市民に話を聴くなどの活動を行った。
- ⑦ 駐車場は、24時間400円等のコインパーキングに停める場合や川西市住所に停める場合があった。なお、東大阪市住所において令和元年10月3日より駐車場を契

約したのは、本件選挙に当選後、活動、生活、収入が落ち着く見通しとなったためである。

- ⑧ 郵便物は、川西市住所に居住していた知人女性に、連絡及び保管を依頼していた。
- ⑨ 川西中央ライオンズクラブ理事・第一副会長に選任されており、例会等で週に1回や数回川西市に行くこともあった。また、主治医に受診するため月に1回川西市に行っていた。本件期間に川西市を訪問した回数は計19回であった。こうした用事で川西市に出かけることがあっても短時間の滞在であり、活動及び生活の中心はあくまで東大阪市であった。
- ⑩ h h名義でのキャリアコンサルタント活動は、平成30年6月以降、行っていなかった。

裁決の理由

当委員会は、本件申立てを適法なものとして受理し、市委員会から弁明書及び関係書類の提出を求め、申立人から反論書を徴した。また、利害関係人である本件当選人を本件申立ての参加人として審理に参加させ、証拠書類の提出を求めるとともに、近隣住民等から聞き取り調査を実施するなど、慎重に審理した。

1 被選挙権の要件としての住所

- (1) 公選法第9条第2項には「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定され、同法第10条第1項第5号には「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、本件選挙の被選挙権の要件を満たすためには、本件当選人が本件期間、引き続き東大阪市内に住所を有する必要がある。

- (2) 住所は、民法（明治29年法律第89号）第22条で、「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されている。

公選法における住所についても、「各人の生活の本拠を指す」（最高裁判所大法廷昭和29年10月20日判決・最高裁判所第二小法廷平成9年8月25日判決）とされ、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（最高裁判所第三小法廷昭和35年3月22日判決・最高裁判所第二小法廷平成9年8月25日判決）とされている。

また、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実態を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総

合判断されるものと解するのが相当である」(大阪高等裁判所平成23年12月20日判決)とされている。

これらの裁判例を参考に、住所の認定は、本件期間における本件当選人の起臥寝食を中心に、他の生活実態を合わせ、本件当選人の居住地が客観的に生活の本拠としての実態を具備しているか否かを総合的に判断するものとする。

2 当委員会が認定した事実等

(1) 申立人、市委員会及び本件当選人から提出された資料、当委員会が行った近隣住民等からの聞き取り調査等から、次のことが認められる。

① 住民基本台帳法上の届出による住所の移動状況

ア 本件当選人は、前住所から、川西市住所を新住所とし、平成30年5月22日を転入日として届け出ている。

イ 本件当選人は、川西市住所から、姫路市住所を新住所とし、平成31年1月11日を転入日として届け出ている。

ウ 本件当選人は、姫路市住所から、東大阪市住所を新住所とし、令和元年6月20日を転入日として届け出ている。

② 賃貸借契約の状況

ア 本件当選人は、川西市住所においてマンションの一室を賃借しており、賃貸借契約締結日は平成30年5月31日、契約期間は同日から2年(自動更新)である。また、令和2年2月29日時点で契約は継続している。

イ 本件当選人は、姫路市住所においてマンションの一室を賃借しており、賃貸借契約締結日は平成31年1月10日、契約期間は同月11日から2年(自動更新)である。また、姫路市住所賃貸人は、申立人の照会に対し契約終了日及び退去日は令和元年6月30日と回答しているが、当委員会が調査したところ、実際の退去日の記録はなかった。

ウ 本件当選人は、東大阪市住所においてマンションの一室を賃借しており、賃貸借契約締結日は令和元年6月11日、契約期間は同月15日から1年(自動更新)である。

東大阪市住所の不動産仲介業者によると、当選人への鍵の受渡しは令和元年6月15日に行われており、電気及び水道は入居者が手続を行う前でも使用することが可能であった。

また、本件当選人は東大阪市住所において駐車場を賃借しており、賃貸借契約締結日は令和元年10月3日、契約期間は同日から1年(自動更新)である。

③ 電気の使用状況

ア 川西市住所における本件期間の電気の使用状況は次の表のとおりである。

なお、使用期間の正確な日付は不明であるが、おおむね請求月の前々月である。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和元年8月	同年6月頃	不明	3,142円
同年9月	同年7月頃	不明	5,571円
同年10月	同年8月頃	不明	6,038円
同年11月	同年9月頃	不明	3,131円

イ 東大阪市住所における本件期間の電気の使用状況は次の表のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和元年8月	同年6月28日から同年7月3日	不明	65円
同年9月	同年7月4日から同年8月5日	20kWh	447円
同年10月	同年8月6日から同年9月4日	不明	1,695円
同年11月	同年9月5日から末日不明	不明	4,233円

④ ガスの使用状況

ア 川西市住所における本件期間のガスの使用状況は次の表のとおりである。

なお、使用期間の正確な日付は不明であるが、おおむね請求月の前月中旬から当月中旬までである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和元年7月	同年6月から同年7月頃	30m ³	5,598円
同年8月	同年7月から同年8月頃	32m ³	5,701円
同年9月	同年8月から同年9月頃	26m ³	4,815円
同年10月	同年9月から同年10月頃	14m ³	3,097円

イ 東大阪市住所における本件期間のガスの使用状況は次の表のとおりである。

請求月	使用期間	使用量	請求額
令和元年7月	同年6月28日から同年7月18日	1m ³	690円
同年8月	同年7月19日から同年8月20日	0m ³	745円
同年9月	同年8月21日から同年9月18日	4m ³	1,401円
同年10月	同年9月19日から同年10月17日	10m ³	2,371円

⑤ 水道の使用状況

ア 川西市住所における本件期間の水道の使用量は、令和元年6月22日から同年8月23日までが44m³、同日から同年10月22日までが28m³である。

イ 東大阪市住所における水道は、検針による従量制ではなく不動産管理会社が請求する形式の定額制であり、本件期間の使用量は不明である。

⑥ ATMの利用状況

本件当選人から提出された本件当選人名義の通帳（株式会社三井住友銀行）の写しによると、本件期間のATMの使用履歴11回のうち、利用場所が確認できたものは次の表のとおりである。

現金引出日	店番	支店名	市区町村名
令和元年7月29日	355	伊丹支店	伊丹市
同年8月22日	151	東大阪支店	東大阪市

同年9月2日	166	小阪支店	東大阪市
同年9月10日	151	東大阪支店	東大阪市
同年9月17日	166	小阪支店	東大阪市

⑦ クレジットカードの利用状況

本件当選人から提出された本件当選人名義のクレジットカード（三井住友カードVISA）の利用代金明細書の写し及び利用票の写しによると、本件期間のクレジットカードの使用履歴23回のうち、利用場所が確認できたものは次の表のとおりである。

利用年月日	明細内容	市区町村名
令和元年7月21日	ZARA大阪梅田店	大阪市北区
同年8月22日	ドコモショップ布施駅前店	東大阪市
同年9月27日	ミニストップ東大阪宝持	東大阪市
	ドコモショップ瓢箪山店	東大阪市
同年9月28日	アイコスストアチャヤマチ	大阪市北区

⑧ ETCの利用状況

本件当選人から提出されたETCの利用明細書によると、本件期間のETCの利用履歴は次の表のとおりである。

利用年月日	利用IC（自）		利用IC（至）	
		市区町村名		市区町村名
令和元年6月29日	明石西	明石市	西長堀出	大阪市西区
同年7月6日	中国豊中	豊中市	福井	福井市
	福井	福井市	中国豊中	豊中市
同年8月24日	吹田	吹田市	東大阪北	東大阪市

⑨ ツイッターの投稿状況

本件当選人のツイッターには、令和元年7月2日、同月4日及び同月6日について、福井県内で選挙運動又は政治活動を行ったことが投稿されている。また、令和元年8月3日から同月5日、同月8日、同月17日、同月18日、同月20日、同月24日、同月25日、同月31日、同年9月6日から同月8日、同月10日から同月12日、同月14日から同月19日、同月22日から同月27日について、東大阪市内で選挙運動又は政治活動を行ったことが投稿されている。

⑩ 郵便物の状況

令和元年12月25日発送の知人女性あての郵便物が川西市住所に配達されている。

⑪ 通院の状況

本件当選人から提出された本件当選人名義のおくすり手帳によると、本件当選人は令和元年7月19日、同年8月16日及び同年9月12日に川西市内の医療機関を受診している。

⑫ 確定申告の状況

本件当選人は、平成30年分の確定申告において営業等収入を1,620,000円と申告しており、令和元年分の確定申告において営業等収入を0円と申告している。

⑬ 近隣住民等からの聞き取りの状況

ア 川西市住所の近隣住民に聞き取り調査を行ったところ、ある住民からは、時期は覚えていないが、本件当選人及び女性をそれぞれ1回見かけたことがあるとの証言を得られた。また、別の住民からは、記憶は定かではなく回数も頻繁ではないが、本件当選人及び女性をそれぞれ見かけたことがあるとの証言を得られた。

イ 東大阪市住所の近隣住民及びマンション管理人に聞き取り調査を行ったところ、本件期間に本件当選人を見かけたとの証言は得られなかった。また、本件当選人が利用したとする東大阪市内の飲食店の従業員に聞き取り調査を行ったところ、本件期間に本件当選人を複数回見かけたという証言が得られた。

(2) 本件当選人は、知人女性の陳述書を提出し、あわせて知人女性が川西市内の駅から乗車した履歴が印字された私鉄普通回数券の写し、及び知人女性あての郵便物の送付先として川西市住所が記載されたLINE（ライン）メッセージのやりとりの写しを提出した。陳述書の内容はおおむね次のとおりである。

① 川西市住所に居住し始めたのは平成31年1月頃と記憶している。本件当選人から、川西市のマンションが空いているから住んでもいい、郵便物や荷物の管理の手伝いをする条件で家賃の支払も結構ということと言われ、引き受けた。別居中の夫に居所を知られたくなかったので、住民票を川西市住所に移すことはなかった。

② 本件期間、川西市住所には自身が1人で住んでいたことに間違いはなく、本件当選人が住んでいたはずはない。

③ 毎週木曜日夕方に本件当選人がライオンズクラブの関係で川西市に来ることがあったので、郵便物を渡した。また、本件当選人の洗濯を代わりにしたこともあった。

④ 本件期間、川西市住所の駐車場に自身の車を停めていた。本件当選人が川西市で用事があるときに自身の車を貸したことがあった。

⑤ 川西市住所には、本件当選人の荷物（本件当選人の親族のお骨、遺品、選挙で使ったと思われる関係の書類及び備品、家具、書籍、衣類等）が多くあり、3DKのうち4.5畳の部屋は完全に物置になっていた。

⑥ 東大阪市住所に行ったことがあり、本件当選人の住居には、布団、テーブル、選挙関係の資料、ビジネスホテルにおいてあるような冷蔵庫、テレビ等の家具が置いてあったのを記憶している。

3 当委員会の判断

当委員会は、以下のとおり、認定した事実、知人女性の陳述及び近隣住民等への聞き取り調査を基に総合的に判断した。

(1) 本件期間における本件当選人の起臥寝食について

① 知人女性からは、本件期間に川西市内の駅から乗車した履歴が印字された私鉄普通回数券の写し、及び本件当選人あての郵便物の送付先として川西市住所が記

載されたラインメッセージのやりとりの写しが提出されていること、並びに本件期間外ではあるが令和元年12月25日発送の知人女性あての郵便物が川西市住所に配達されていることから、知人女性は本件期間に川西市住所で生活していたことが推認される。

よって、本件期間に川西市住所において賃貸借契約があったこと並びに電気、ガス及び水道が使用されていたことをもって、本件当選人が川西市住所で生活していたとは認められない。

- ② 東大阪市住所の電気及びガスの使用量は、一般的な一人暮らしの世帯と比較して少ないものであるといえる。

しかし、電気については、本件当選人の主張する生活様式であれば、小型冷蔵庫（38Lから75L）の1月当たりの消費電力は、少ないもので8.3kWhから17.7kWh程度、1月当たりの電気料金は285円から339円程度であり、電灯（40W）は、1日当たり2時間使用したとすると、1月当たりの消費電力は2.4kWh程度、1月当たりの電気料金は50円程度である。よって、テレビその他の電力を加えたとしても1月当たりの電気料金は400円から500円程度とすることが不可能とまでは言えず、電気の使用量が少ないことをもって本件当選人が東大阪市住所で生活できなかったとまでは認められない。

また、ガスについても、本件当選人の主張する生活様式であれば、ほとんど使用しない生活をしていたということができ、ガスの使用量が少ないことをもって本件当選人が東大阪市住所で生活できなかったとまでは認められない。

- ③ 東大阪市住所において、電気は令和元年6月15日以降使用できる状態にあり、また、本件当選人の主張する生活様式であればガスをほとんど使用しない生活をしていたといえるので、住民票上の転入日と電気及びガスの契約日が異なることをもって、本件当選人が東大阪市住所で生活できなかったとまでは認められない。

- ④ 東大阪市内の飲食店の従業員から本件期間に本件当選人を見かけたとの証言が得られた一方で、川西市住所の近隣住民からも本件当選人を見かけたとの証言が得られた。しかし、川西市住所の近隣住民の証言は、時期は定かではなく回数も1回又は頻繁ではないというもので、本件当選人も川西市住所を訪問することがあったことは認めており、この証言により本件当選人が川西市住所で生活していたことを示すとは認められない。

- ⑤ 姫路市住所賃貸人は、申立人の照会に対し契約終了日及び退去日は令和元年6月30日と回答しているが、当委員会が調査したところ実際の退去日の記録はなかった。

東大阪市住所の賃貸借契約の開始日及び鍵の受渡し日が令和元年6月15日であること、実際の退去日にかかわらず契約終了日を月末とすることは一般的にありうること、本件当選人は同月30日に東京都内で宿泊したと主張しておりこれを覆す証拠も見当たらないことを考慮すると、本件当選人は、同日から遅くとも住民票上の東大阪市住所への転入日である同月20日までの間に姫路市住所を退去した

ことが推認される。

(2) 小括

以上より、本件当選人の主張に著しい不合理があるとまでは言えず、その他、本件当選人の主張を覆すような証拠は見当たらない。

したがって、本件当選人は本件期間、就寝、食事及び入浴をはじめとする起臥寝食の大部分を東大阪市住所で行っていたと考えるのが相当である。

(3) 本件期間における本件当選人の起臥寝食以外の生活について

① 本件当選人の選挙運動又は政治活動について、本件当選人のツイッターによると、令和元年7月上旬は第25回参议院選挙のために主に福井県内で、令和元年8月3日以降は主に東大阪市内で行っていることが認められる。

② 本件当選人のATMの使用履歴、クレジットカードの利用履歴及びおくすり手帳の写しによると、令和元年8月22日、同年9月2日、同月10日、同月17日及び同月27日に、東大阪市内で預金の引出、買い物等を行ったこと、令和元年7月19日、同年8月16日及び同年9月12日に川西市内の医療機関を受診したことが認められる。

③ 申立人は、本件当選人が川西市住所で郵便物を受け取っていたこと及び川西市内でライオンズクラブの活動を行っていたことを主張し、本件当選人もこれを認めており、争いが無い。

④ 本件当選人の個人事業について、本件当選人は平成30年分の確定申告で営業等収入1,620,000円を申告する一方、令和元年分の確定申告では営業等収入を0円と申告している。この営業等収入は本件当選人の個人事業によって得た収入と考えられることから、本件期間において、本件当選人は当該事業を行っていなかったと考えるのが相当である。

(4) 小括

以上より、本件当選人の主張に著しい不合理があるとまでは言えず、その他、本件当選人の主張を覆すような証拠は見当たらない。

したがって、本件当選人は東大阪市内で選挙運動又は政治活動を行っていた一方、川西市住所で郵便物を受け取っていたことや川西市内でライオンズクラブの活動、通院等を行っていたことが認められることから、本件当選人の起臥寝食以外の生活は、川西市住所及び東大阪市住所の双方で一定行われていたと考えるのが相当である。

(5) その他

本件当選人は、第25回参议院選挙のため、福井県内でも宿泊を伴う選挙運動又は政治活動を行っていたことが認められるが、これらの活動日数は川西市住所又は東大阪市住所での活動日数と比較して少ないこと、福井県内において住居を賃借するなど特定の住居が存在していたという証拠が見当たらないことから、一時的な滞在にとどまるものとするのが相当である。

(6) 結論

以上のとおり、本件期間、本件当選人の起臥寝食以外の生活の一部は川西市住所

で行っていたことが認められるものの、起臥寝食の大部分は東大阪市住所で行われていたと考えるのが相当である。

したがって、本件期間における本件当選人の生活の本拠は東大阪市住所にあったものと判断し、原決定のとおり、本件当選人は本件選挙における被選挙権を有していたものである。

以上の理由から、申立人の主張には理由がなく、本件異議申出を棄却した原決定に誤りはない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和2年11月11日

大阪府選挙管理委員会
委員長 新田谷 修司

公選法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。